

平成25年度 随意契約に関する四半期毎の監査結果概報  
 (第3四半期：平成25年10月～12月契約分)

<p>1 監査対象機関 北海道森林管理局及び各森林管理署等</p> <p>2 監査方法 書類監査</p>	
<p>3 監査の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取りまとめ・一括調達、集中調達に努めているか</li> <li>・法令の適用、解釈が適切か、</li> <li>・少額随意契約を厳正に実施しているか</li> <li>・意図的に契約を分割して少額随契としていないか</li> <li>・その他問題点はないか</li> </ul>	
<p>4 監査結果の概要</p> <p>(1) 総括的評価              主要事業については、一般競争で原則実施されていた。              物品、役務に係る随意契約は、少額又は競争不許に係るもののみとなっていた。</p> <p>(2) 具体的内容              随意契約については、車両整備・修理、プロパン等光熱費、ガソリン等油脂類等の少額随意契約、並びに、車検等の追加整備、健康診断料、直販の書籍・新聞料、複写機等賃貸借料・保守料等の競争不許の随意契約のみであった。</p>	
<p>事項別評価</p>	<p>指導状況</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・取りまとめ・一括調達、集中調達に努めているか                  局・署の調達は、概ね一括・集中調達が適切に行われている。</li> <li>・法令の適用、解釈が適切か                  対象期間（10月～12月）における契約については、概ね適切であった。</li> <li>・少額随契を厳正に実施しているか                  少額随契の適用範囲の契約となっている。</li> <li>・意図的に契約を分割して少額随契としていないか                  意図的に分割したと思われる案件は見受けられない。</li> <li>・その他問題点はないか                  特になし。</li> </ul>	